

○公益社団法人全国市有物件災害共済会退職給付引当資産の設定、管理及び処分に関する規程

平成 24 年 6 月 18 日制定

(目的)

第 1 条 公益社団法人全国市有物件災害共済会職員の退職手当の支給に関し、退職給付引当資産を設定する。

(繰入れ)

第 2 条 毎年度退職給付引当資産へ繰り入れる額は、当該年度末において全ての職員が退職するものとして算定される退職手当総額から退職給付引当資産の額を控除した額に相当する額とする。

(管理)

第 3 条 退職給付引当資産の管理は、公益社団法人全国市有物件災害共済会資産運用管理規程によるものとする。

(運用益金の処理)

第 4 条 退職給付引当資産の運用から生じる収益は、当該各会計区分に配分し組み入れる。

(処分)

第 5 条 退職給付引当資産は、職員の退職手当の給付財源に充てるものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、退職給付引当資産の管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。(設立の登記の日 平成 24 年 11 月 1 日)

2 「職員退職手当引当金の積立金に関する件」(昭和 27 年 6 月 27 日理事会決議)は廃止する。